

小規模事業者持続化補助金 <事業者復興支援補助金>

豪雨被災を受けた事業所だけでなく、昨年と比べて売上が減少、または販路が縮小した事業所が対象の補助金です。

地域限定の為、高採択率！是非ご利用下さい。

◆経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し

上限112.5万円（補助率：4分の3）を補助

【趣 旨】九州北部豪雨によって甚大な被害を受けた地域の小規模事業者の販路開拓を支援するため小規模事業者が商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助する。

【対象者】朝倉市、及び東峰村にて被災した小規模事業者（売上減少などの間接被害も可）

【補助率】補助対象経費の3分の2以内

※別途福岡県の上乗補助(12分の1)も受けられますので、実質補助率は「4分の3」

【補助上限額】100万円+12.5万円

【申請手続】申請には事業計画が必要です。事前に商工会議所まで相談下さい。

【申込期限】平成29年10月13日(金)第2次受付締切

【申請相談会】平成29年10月2日(月)～13日(金)平日毎日開催。

※経営指導員が事業計画の作成及び申請手続きのお手伝いを致します。

下記の相談窓口予約票の希望枠に○を付けてFAXにてお申込みください。

<対象となる取り組みの例>

- ① 広告宣伝…新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ② 集客力を高めるための店舗改装…幅広い年代層の集客を図るためのユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展…新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更…新たな市場を狙って商品パッケージのデザイン一新

※問合せは、朝倉商工会議所(T:22-3835)へ

持続化補助金相談窓口予約票

※希望の日時に○を付けてください。 朝倉商工会議所 宛 (FAX:22-5166)

	午前		午後		
	9:00~10:30	10:30~12:00	13:00~14:30	14:30~16:00	16:00~17:00
10月2日(月)					
10月3日(火)					
10月4日(水)					
10月5日(木)					
10月6日(金)					
10月10日(火)					
10月11日(水)					
10月12日(木)					
10月13日(金)					

事業所名 _____